

地域連携薬局申請書チェック表

認定基準項目（施行規則第10条の2）	check	申請書添付書類
1 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第1項第1号）	<input type="checkbox"/>	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備がわかる図面、写真等
2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第1項第2号）	<input type="checkbox"/>	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備がわかる図面、写真等
3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第2項第1号）	<input type="checkbox"/>	
4 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第2項第2号）	<input type="checkbox"/>	
5 上記の報告及び連絡した実績（第2項第3号） ★ <u>月平均30回以上報告及び連絡させた実績があること</u>	<input type="checkbox"/>	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した際の情報提供文書等の写し1回分
6 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第2項第4号）	<input type="checkbox"/>	他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）
7 開店時間外の相談に対応する体制（第3項第1号）	<input type="checkbox"/>	薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等の例
8 休日及び夜間の調剤応需体制（第3項第2号）	<input type="checkbox"/>	地域の調剤応需体制がわかる資料として、具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等 →地域の輪番（地域薬剤師会の休日・夜間対応薬局リスト等）や24時間体制で対応している旨を薬局内外の見やすい場所に掲示した写真等
9 在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第3項第3号）	<input type="checkbox"/>	他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）
10 麻薬の調剤応需体制（第3項第4号）	<input type="checkbox"/>	
11 無菌製剤処理を実施できる体制（第3項第5号）	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自局で対応」の場合： 無菌製剤処理が実施できることがわかる図面、写真等 ・「共同利用による対応」の場合： 無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写し ・「他の薬局を紹介」の場合： 無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し

地域連携薬局申請書チェック表

認定基準項目（施行規則第10条の2）	check	申請書添付書類
12 医療安全対策（第3項第6号）	<input type="checkbox"/>	
13 ・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第3項第7号） ★ <u>常勤薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること</u>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧 →該当する薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、研修終了の有無を記載した一覧 ・（第8号に該当する薬剤師）健康サポート薬局に係る研修の修了証等の写し ※薬局の薬剤師としての経験が5年に満たない場合は、研修の受講を修了した旨の証明書でも可
・地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師（第3項第8号） ★ <u>常勤薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を終了した者であること</u>	<input type="checkbox"/>	
14 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（第3項第9号）	<input type="checkbox"/>	研修の実施計画の写し ※薬局に勤務する全ての薬剤師に対する実施計画であり、今後の研修の実施計画に加え、認定（更新）申請以前に実施した直近の研修を含む実施計画である必要がある
15 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供（第3項第10号）	<input type="checkbox"/>	情報提供を行った内容の写し ※情報提供の内容は、新薬の情報や同一薬効群の医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を1回分添付すること
16 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績（第4項第1号） ★ <u>月平均2回以上実施した実績があること</u>	<input type="checkbox"/>	
17 医療機器及び衛生材料を提供するための体制（第4項第2号）	<input type="checkbox"/>	